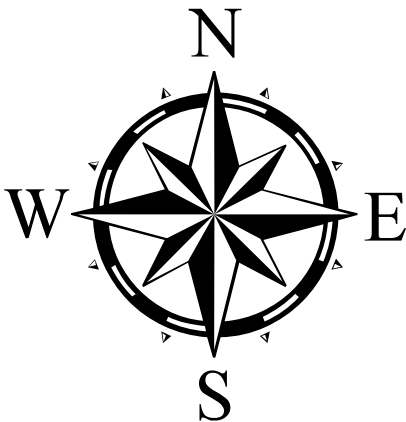


<<詳細図>>
 居住誘導区域、都市機能誘導区域
 令和7年3月末時点



箕面市

高槻市

吹田市

摂津市

<<凡例>>

色	居住誘導区域	都市機能誘導区域
赤色	○	○
黄色	○	×
白色	× (※1)	×
灰色 (市街化調整区域)	×	×

○ : 区域内、 × : 区域外

(※1) 工業地域については、計画公表時点で住宅として利用されていたと判断した土地については、例外的に居住誘導区域に含める。